

遺された配偶者を守るためには ～配偶者居住権・配偶者控除～

5/17
(Mon)
18:30～
20:00

【前編】配偶者居住権

遺された配偶者が変わらず生活できるように創設された「配偶者居住権」。
“争族”を避ける円滑な相続のみならず、配偶者が亡くなったときの相続対策のためにも活用できます。

6/16
(Wed)
18:30～
20:00

【後編】配偶者控除

配偶者控除には、所得税における控除だけでなく、一定の条件のもとで居住用不動産等を贈与した場合に特別な控除を受けられる特例（贈与税における配偶者控除）があります。一度のみ使えるこの制度を、最大限活用するための情報をお伝えします。

講師

Leadus税理士法人 竹仲 勲

会場

京都府京都市中京区烏丸三条下る
大同生命ビル10階

定員

先着50名

受講料

会員：無料
一般：5,000円

ご予約
お問い合わせ

セミナーお申し込み

セミナー名： 配偶者居住権・配偶者控除

日 程： 5月17日（参加・不参加）
6月16日（参加・不参加）

※ご参加される日程に○をつけてください。

必要事項をご記載のうえFAXにてお申し込みいただくか、下記のQRコードを読み取り、ウェブからお申し込みください。

後日、ご入力いただいたメールアドレス宛に申込み完了メールをお送りします。

お名前	会社名	ご出席される	ご連絡先
		懇親会	Mail or TEL
		5/17・6/16	
		5/17・6/16	
		5/17・6/16	
		5/17・6/16	

※懇親会にご出席される日程に○をつけてください。



皆様のご参加をお待ちしております。